

南魚沼市雇用維持給付金支給要領

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する国の雇用調整助成金（※）の支給決定を受けた市内事業者に対し、雇用の安定及び事業の継続を支援するため、市独自の給付金を支給します。

※雇用調整助成金…事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。

2 給付対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により雇用調整助成金の支給を受けた南魚沼市中小企業者等振興基本条例（平成29年南魚沼市条例第1号）第2条第3号に規定する中小企業者等

3 給付金額

5万円

4 給付回数

1事業者につき1回限りです。

5 申請期間

令和2年5月7日（木）から12月28日（月）まで

6 提出書類

- (1) 南魚沼市雇用維持給付金支給申請書
- (2) 雇用調整助成金の支給決定通知書の写し
- (3) 振込先口座を確認できる書類（預金通帳等）の写し
- (4) 南魚沼市雇用維持給付金チェックシート

7 提出方法

下記の提出先に**郵送**で提出してください。

※新型コロナウイルス感染症予防の観点から、窓口での申請手続による密集・密接を防ぐため、ご理解とご協力をお願いします。

【提出先】 〒946-6696 南魚沼市六日町180-1 南魚沼市役所 商工観光課 行

8 問合先・担当

南魚沼市 産業振興部 商工観光課 商工振興班

電話番号：025-773-6665 FAX 番号：025-773-6710